

上田市クラインガルテン条例の制定について

1 制定の趣旨

整備を進めてきた上田市クラインガルテンについて、令和 3 年 4 月 1 日から開園するため、本条例を制定するもの

2 これまでの経過、背景、目的等

- (1) 平成 2 2 年度に「県営中山間総合整備事業（殿城地区）」の地元要望の取りまとめ及び事業計画を策定する中で、荒廃し原野化した農地の再生等の観点などからクラインガルテン整備に係る要望がなされた。
- (2) 平成 2 3 年度にクラインガルテン整備（造成）を含む当該中山間総合整備事業が県に採択され、事業が開始された。
- (3) 先進地視察、用地測量、市民農園整備促進法の各種手続、用地買収、開発行為許可等を経て、令和元年度から県による造成工事、市によるインフラ工事等の本格的な整備が始まった。
- (4) 今年度は、簡易宿泊棟 9 区画、交流棟 1 棟の建築工事が実施されており、概ね年内には工事が完了する見込みとなっている。
- (5) 一定の継続性を持った農作業を通じて農村地域の自然や文化及び人々との交流を楽しめる滞在型のクラインガルテンは、都市住民の農村地域への関心を高め、荒廃の危機にある農村資源の保全や都市住民へのレクリエーションの提供といった機能に留まらず、関係人口の増加による新たな交流需要を創出し、二拠点居住や移住の促進といった多面的な機能を有しており、これからの農村地域の活性化に欠かすことのできない新たな役割を担う施設である。
- (6) 市としては、条例の制定を端緒とし、地元との協力・連携をさらに深め、また、新型コロナウイルスの影響による価値観の変化を追い風にすべく、地域活性化に向けて、さらなる可能性を追求しながら管理運営を行いたいと考えている。

3 条例案の概要

- (1) 構成等
 - ア 市における公の施設を設置する際の条例のひな型を参考とし、設置、名称及び位置、利用時間及び利用期間等を規定し、全 1 2 条の構成とした。
 - イ 1 年後に、使用料による指定管理制度に移行するため、附則第 3 条にて指定管理制度に対応する規定を設けた。
- (2) 独自性
 - ア 市民農園整備促進法の目的を充足しつつ、都市部から農村地域への移住を推進することを設置目的に明記した。
 - イ 使用料について、「交流棟」と「簡易宿泊棟付き農園」のそれぞれで設定した。
また、簡易宿泊棟付き農園については、都市住民のニーズが高い薪ストーブを導入したことから、その付加価値を県内の類似施設の使用料に上乘せをして設定した。

4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（指定管理制度への移行は、令和 4 年 4 月 1 日）

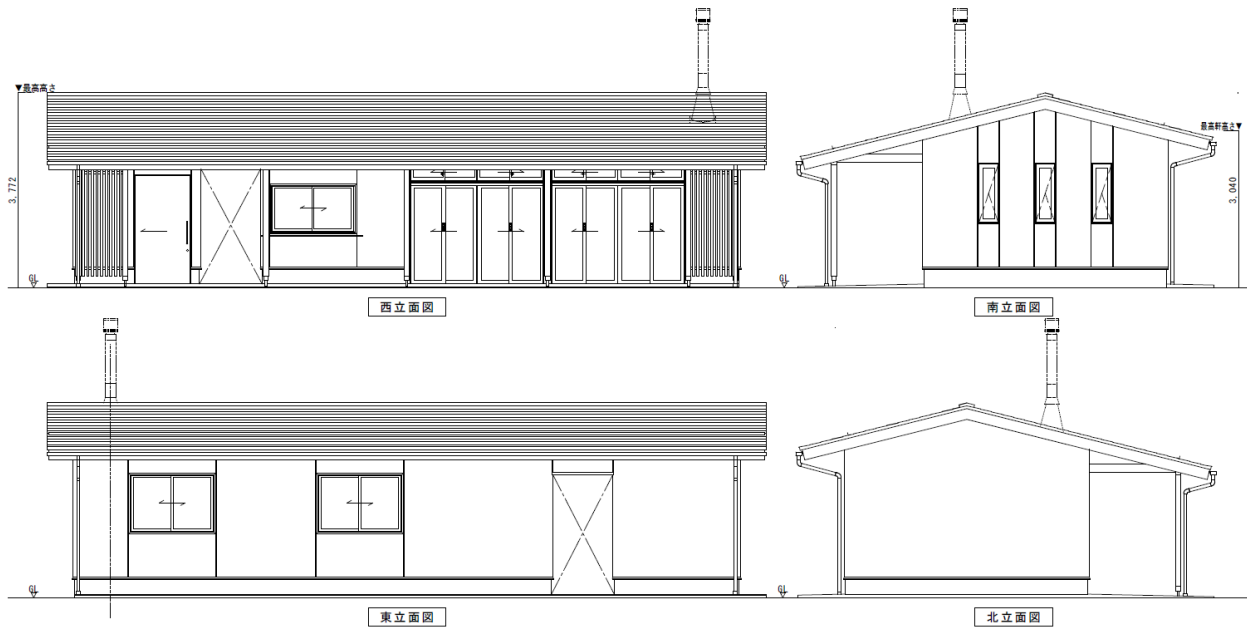
参考1 施設平面図



参考2 簡易宿泊棟付き農園設計図



参考3 交流棟設計図



参考4 写真

